

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I：現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地など

京都府の南部に位置する和束町は、その面積の 75 パーセントが山林で占める山間の町で茶の生産の中心地として京都府における栽培面積の 40 パーセントを占めるなど、宇治茶の一大主産地である。山背に広がる茶畑の景観は、京都府の景観資産や文化的資産としても登録されている。古くは、奈良朝の聖武天皇の恭仁京と紫香楽宮の造営によって、この地に恭仁京東北道が開設され、両都を結ぶ要衝として拓け、「和豆香柚之荘」や「和束荘」と呼ばれていた。1621 年徳川秀忠の娘が中宮となる時、この地を朝廷に献上したため、禁裏御料地となり、皇室直轄地として明治になるまで独自の伝統を生み出した。本町の基幹産業であるお茶の歴史は古く、鎌倉時代にさかのぼり、当時の海住山寺（木津川市）住職の慈心上人によって伝えられたといわれている。人口は 3,607 人であり、人口減少率は-10.34%となっていて過疎化が進行している。

② 風水災に関して

\*洪水

京都府・和束町の防災ハザードマップによると、和束川、杣田川、南川、小瀬谷川、門前川、中村川など、河川沿いを中心に浸水予想地域が広範囲に存在しており、昭和 28 年の南山城水害（和束川氾濫）においては、土石流が発生するなど、多大な損害を被っている。その後十二分な治水対策を講じたものの浸水予想地域から除外されていない。

\*土砂災害

京都府・和束町の防災ハザードマップによると、湯船地区や原山地区などの山間部を中心に急傾斜崩壊や土砂災害危険地区が多数点在する。特に湯船地区の広範囲で大規模な土砂災害の発生が予想されており、発災時には府道 5 号線などの被災が想定されており、被害が甚大となり、また復旧活動のルートを損なう可能性は地域の災害復旧の停滞を生む。

③ 地震

和束町やその周辺には、奈良盆地東縁断層帯、生駒断層帯、木津川断層帯、和束谷断層があり、直下型地震が発生した場合のその最大震度は 7 とされており、発災時には町の中心部を中心に建物の損壊や土砂災害・道路遮断や電力や通信の喪失など甚大な被害が及ぶことは避けられない。また 30 年以内の発災確率が 70%～80%と高い南海トラフ地震における震度予想は震度 6 弱ではあるが、流通機能の低下など間接的な影響が及ぶものと想定される。

④ その他（過去の気象災害のデータ）

【昭和 61 年災害】

昭和 61 年 7 月 21 日から 22 日にかけて、梅雨前線による局地的集中豪雨が、京都府南部から大阪府北部地域を襲い、各地で甚大な被害が発生した。

京都府南部のいたる所で、山腹崩壊や土砂流出等の土砂災害や浸水被害が発生し、和束町木屋地区内の全溪流で土石流が発生するなどしたため、木屋地区に対して避難命令が発令された。

交通網では、相楽郡の幹線道路である国道 163 号線が数カ所の土砂崩れにより通行止めになり、国鉄（現 JR）関西本線も土砂流出や冠水による線路の埋没、路床流出等によって不

通になるなど、多大な損害を被り、相楽郡内の通行に大きな支障が生じた。  
森林地域においても多大な被害が発生し、林地被害と林道被害合わせて 440 箇所、被害総額は約 64 億円に上りましたが、中でも相楽郡の笠置町、和東町、加茂町、南山城村が集中的に被災した。

⑤ 感染症

定期的な大流行を繰り返すインフルエンザや、2020 年春よりパンデミックとなっている新型コロナウイルス感染症については、和東町福祉課及び保健所などが中心となってその対策を町の全医療機関や事業者・学校などが協力体制を築きその一元的な対策を採ることになっている。

(2) 商工業者の状況

① 商工業者などの数

216 人

② 小規模事業者数

203 人

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
商工業者	製造・建設業	123	120	和東町中部
	卸・小売業	35	35	和東町東部
	サービス業	51	43	和東町西部
	その他	7	5	

(3) これまでの取組

⑥ 当市・町

地域防災計画の策定

和東町防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、和東町長を長とした、和東町防災会議・委員会が策定している。大規模災害に対処するため、予防・応急・復旧対策について国・府・地方行政機関などとの連携を含めた総合的な防災計画を定めている。

地域防災訓練の実施

災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、洪水・土砂災害・地震発生などの複合被害を想定したシナリオにより、関係諸機関の連携訓練、地域住民の訓練を通して自助・共助と公助の連携強化を図るため、訓練を実施している。

防災・感染症等の対策備品の備蓄

防災備品及び 3 日間程度の飲食料品備蓄を、また感染症対策としてはマスク・消毒液などを備蓄倉庫に備蓄管理している。

感染症に関する対策

各関連法令に基づき、感染症に関する行動計画を策定している。感染症の感染拡大を和東町の危機管理に関わる重大課題と位置づけ、感染拡大の抑制による和東町民の生命及び健康の確保と生活や経済の維持に努める。

⑦ 和東町商工会

BCP に関する国の施策などの事業者への周知

「商工会 NEWS」（年 6 回発行）への記事記載やホームページにおいて周知。

商工会団体制度（ビジネス総合保険制度）への加入促進

被災時の資金調達の観点（リスクファイナンス）で、事業者のリスク分析を実施するとともに、そのリスクに応じたリスクファイナンス設計を実施。

### 防災備品の備蓄

当商工会内に被災時の復興支援に資する備品及び非常飲食物の備蓄を進めている。

### 防災訓練への参加

和束町が主催する防災訓練に会員事業所の参加・協力を呼びかけている。

### 会員事業者向け BCP セミナーの実施

想定する災害の被害予想やBCP策定の重要性を周知し、BCP並びに事業継続力強化計画の策定を推進している。

## II：課題

当商工会及び会員事業者においては、具体的な事業継続計画の策定や実効性を高めるための有効な研修や訓練は十分なものとは言えず、平時の準備に加え発災時の緊急対応の蓄積はできていない。また、感染症の感染拡大についても、感染予防のための基準となるルール策定には及んでおらず、それらの策定・整備・準備が必要であると考えます。

## III：目標

- ① 小規模事業者等に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 小規模事業者等に対し普及啓発セミナーや行政の施策等の情報を継続的に発信し事前対策の必要性を周知することにより、災害に対する意識を高める。
- ③ 小規模事業者等の事業継続力強化計画の策定を支援し、地域との連携強化を促すことにより、災害よりの早期復興への意識の醸成を図る。
- ④ 発災時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、和束町商工会と和束町との間における被害情報報告共有ルートを構築する。
- ⑤ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築するとともに、事業継続力強化計画に基づく訓練及び和束町との情報伝達訓練を定期的実施する。
- ⑥ 小規模事業者が、感染症に備えて衛生用品等の備蓄や職場環境の整備を図るとともに、感染症に関する最新の正しい情報を基に適切な感染症拡大防止策を図れるよう促す。

### 【成果目標】

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標		
			BCP (簡易版含む)	事業継続力 強化計画	計
216	203	令和5年度	5	5	10
		令和6年度	10	10	20
		令和7年度	15	15	30
		令和8年度	20	20	40
		令和9年度	35	35	70

### \*その他

- ・上記内容に変更があった場合は、速やかに府へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年6月1日～令和10年5月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

和東町商工会と和東町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### 1. 事前の対策

#### ① BCP 策定の重要性などの周知

- ・事業者に対しハザードマップなどを用いるなどして、事業所所在地の想定被害やその影響の軽減策などを説明する。
- ・会報・ホームページ等において、国の施策やリスク対策の必要性、リスクファイナンスの必要性を告知する。
- ・事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な教育・訓練等について指導・助言を行う。
- ・感染症に関しては、感染状況や感染予防策に関する適正な最新情報の入手と告知を行う。
- ・感染症の発生に備え、感染予防に関する備蓄品や換気設備・テレワーク設備等の情報や支援を提供する。

#### ② 当商工会の事業継続計画策定

和東町商工会は令和5年12月までに事業継続計画を策定する。

#### ③ 関係団体との連携

- ・京都府商工会連合会及びリスクマネジメント協定を締結した保険会社と連携し、専門家派遣・普及啓発のためのセミナーや勉強会実施・リスクファイナンスのご案内・事業継続力強化計画の策定と認定申請の支援などを行う。
- ・感染症に関しては、適正な最新情報の共有を行う。

#### ④ フォローアップ

- ・事業者のBCPや事業継続力強化計画の策定状況の確認。
- ・和東町商工会と和東町の担当部署間で、策定状況の共有及び改善策について定期的な協議を行う。

#### ⑤ 訓練

- ・想定する災害（台風等による水災や風災、震度6弱以上の地震）に備え、発災を仮定し、和東町との連携・連絡ルートの確認等を行う。

### 2. 発生後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一として、以下の手順で状況把握と関係諸機関との連携をする。

#### ⑥ 応急対策実施の可否の確認

- ・発災後、速やかに当商工会職員の安否確認を行う。  
(安否確認手順・方法やその確認内容は、策定する事業継続計画に記す。)
- ・国内感染者発生後には、その感染拡大に備え、職員の体調管理・感染予防策を講じる。

⑦ 応急対策の方針決定

- ・和東町商工会と和東町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員またその家族の命の安全を第一にした行動を採り、応急対策への参集は求めない。
- ・和東町商工会と和東町との間で相互の役割分担を決定する。

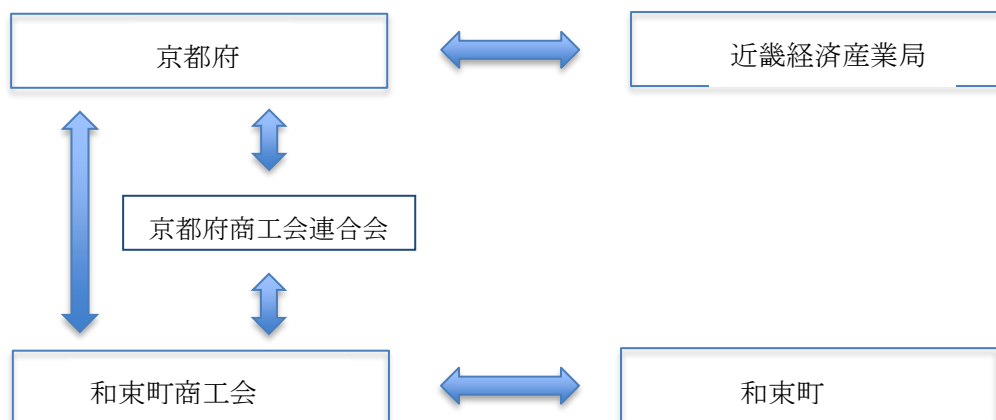
【被害規模の目安】

大規模な被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内で10%程度以上の事業所で「ガラスの破損」「瓦の飛散」など軽微な被害が発生している。</li> <li>・地域内で1%程度以上の事業所が「床上・床下浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> <li>・広い範囲で電気の喪失・水道やガスの遮断が発生している。</li> </ul>
被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内で1%程度の事業所で、「ガラスの破損」「瓦の飛散」など軽微な被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れ、一定の被害状況の確認ができる。</li> </ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画により、和東町商工会と和東町及び京都府商工会連合会とは以下の間隔で被害情報の共有をする。</li> </ul>	
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～4週間	1日に1回共有する
4週間以降	必要に応じて共有する

- ・感染症に関しては、和東町のホームページへの発信情報を適宜閲覧する。

⑧ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。
- ・和東町商工会と和東町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額の策定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・和東町商工会と和東町で共有した情報は、京都府災害対策現地情報連絡会（リエゾン）を通じて京都府に報告する。
- ・感染症については、国や京都府の方針に基づき、和東町商工会と和東町が共有した情報を、京都府災害対策現地情報連絡会（リエゾン）を通じて京都府に報告する。



⑨ 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- ・ 事業者向け相談窓口の開設については、和東町と協議の上決定・開設する。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を設置する。
- ・ 応急時に有効な被害事業者施策（国や京都府及び和東町の施策）について、地域内小規模事業者等に周知する。
- ・ 感染症においても、事業活動に影響を受けたかその可能性がある小規模事業者を対象とした相談窓口の設置をする。

⑩ 地域内小規模事業者に対する復興支援


- ・ 国、京都府、和東町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災した小規模事業者の支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを関係諸機関に相談する。
- ・ 連携する保険会社においては、被災した小規模事業者に対し当該保険会社に加入する損害保険の迅速な事故報告並びに保険金請求処理を行う。

\*その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 4 年 12 月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)	
和東町商工会	和東町
事務局長	総務課
経営支援員	農村振興課
	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
① 当該経営指導員の氏名、連絡先	
役職/氏名 事務局長 坊 直光	
経営支援員 佐々木 基滋	
連絡先 和東町商工会	
〒619-1212 京都府相楽郡和東町釜塚京町 19	
電話 0774-78-3321	
ファクス 0774-78-4030	
URL <a href="https://wazuka.kyoto-fsci.or.jp/">https://wazuka.kyoto-fsci.or.jp/</a>	
② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)	
・事業継続力強化支援計画の策定及び事業実施に係る指導及び助言、並びに目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しを実施する際の必要な情報提供を行う。	
(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会/商工会議所	
和東町商工会	
〒619-1212 京都府相楽郡和東町釜塚京町 19	
電話 0774-78-3321	
ファクス 0774-78-4030	
URL <a href="https://wazuka.kyoto-fsci.or.jp/">https://wazuka.kyoto-fsci.or.jp/</a>	
②関係市町村	
和東町	
総務課	
〒619-1295 京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水 14-2	
電話 0774-78-3001	
ファクス 0774-78-2799	

和東町  
 農村振興課  
 〒619-1295 京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水 14-2  
 電話 0774-78-3008  
 ファクス 0774-78-2799

\*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	400	600	800	1,000
・専門家派遣事業	50	200	300	400	500
・セミナー開催費	00	00	00	00	00
・パンフ・チラシ 制作費	00	00	00	00	00
・防災・感染症対 策費	50	200	300	400	500

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入・和東町助成金・京都府助成金・事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
○東京海上日動火災保険株式会社 京都支店 京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 22 支店長 西尾 大樹 ○株式会社東京海上日動パートナーズかんさい 京都支店 京都府京都市中央区壬生坊城町 24-1 支店長 福嶋 尚之
連携して実施する事業の内容
① 商工会経営指導員に対する BCP および事業継続力強化計画に関する周知 ・経営指導時においては事業所所在地の事前災害リスクなどの周知やその軽減取組・資金対策 (団体制度への加入勧奨など) などの案内 ② 小規模事業者に対する BCP および事業継続力強化計画に関する周知 ・普及啓発に関するセミナー・勉強会の実施
連携して事業を実施する者の役割
① セミナー・勉強会の講師派遣 ② 簡易版 BCP の策定支援 ③ 事業継続力強化計画の策定支援 ④ 事業継続力強化計画認定制度の申請支援
連携体制図等